

令和7年度第4回太宰府市国民健康保険運営協議会 議事録（要約）

と き：令和8年3月25日（水）午後1時30分～午後1時55分
ところ：太宰府市役所4階 大会議室
出席者：太宰府市国民健康保険運営協議会委員（出席8名 欠席2名）、
太宰府市（市民生活部長、国保年金課長、納税課長、元気づくり課長、国保年金係長、国保年金係職員）
傍聴者：1名

■議事案件

(1) 太宰府市国民健康保険事業の運営について

- ① 令和8年度太宰府市国民健康保険税率について
- ② 令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計について
- ③ 国民健康保険に係る制度改正について

■その他

事務局

皆様こんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和7年度第4回太宰府市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

それでははじめに、報告でございます。

本日は、10名中8名の委員のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、太宰府市国民健康保険運営協議会規則第7条第1項の規定によりまして、本運営協議会が成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しておりました、レジュメ、議事案件資料としまして冊子状の「資料1」、以上となります。

皆様、資料はお揃いでしょうか？不足がございましたら事務局にお申し付けください。

それでは早速、次第に沿って進めさせていただきます。

ここからの進行につきましては、会長をお願いいたします。

それでは会長、よろしく申し上げます。

会長

それでは、次第の2「議事案件」に入ります。

本日の議事案件は1件でございます。

「(1) 太宰府市国民健康保険事業の運営について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、太宰府市国民健康保険事業の運営について、お手元の「資料1」により、目次に沿って説明をさせていただきます。

はじめに、本市の「令和 8 年度国民健康保険税率」でございます。資料の 4 ページをご覧ください。

令和 8 年度の国民健康保険税率につきましては、前回までの運営協議会でのご審議を経まして、去る 1 月 29 日に会長より市長あてに答申書をいただきました。そちらも踏まえまして、本市といたしまして、令和 8 年度の税率を決定させていただいております。

内容につきましては、前回の運営協議会でご説明しましたとおり、福岡県により示されました本市の標準保険税率と現行税率に基づき、令和 8 年度の国保税の予想収支を計算したところ、現行税率では税収に不足が生じる見込みとなりましたが、昨今の物価高騰の社会情勢等から、特に所得の少ない世帯の負担増となる税率の見直しには慎重とならざるを得ず、また、本市の国民健康保険財政調整基金の保有残高が、令和 7 年度末で約 3 億 3 千万円余りを見込む状況であることを勘案いたしまして、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分につきましては、令和 8 年度は令和 7 年度に引き続き、税率を据え置いたまま対応できるものと判断いたしました。

また、令和 8 年度から新設となります子ども・子育て支援納付金分につきましては、県から示されました標準保険税率を参酌する格好で、所得割 0.24%、均等割 1,100 円、18 歳以上均等割 100 円、平等割 1,200 円といたしております。

参考といたしまして、次の 5 ページには、前回の会議でもお示ししました令和 8 年度の本市の国保税の予想収支を、次の 6 ページには、これまでの本市の国保税率の改定状況の推移をお示ししております。

なお、被保険者の皆様に対しましては、このたびの子ども・子育て支援納付金分の新設をはじめ、子ども・子育て支援金制度等に関しまして、国が作成するリーフレットのほか、本市で作成するチラシやホームページなど、様々な媒体・方法によりまして周知を図りたいと考えております。

続きまして、本市の「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計当初予算について」でございます。

8 ページ、「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）」をご覧ください。

歳入予算総額は、一番下の歳入合計、67 億 7 千 799 万円となり、前年度当初予算と比較しますと、1 億 4 千 25 万 6 千円、率にいたしますと 2.03%の減となっております。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税につきましては、子ども・子育て支援納付金分の新設もありまして、前年度比 3 千 351 万 7 千円、率にいたしますと 2.60%増の 13 億 2 千 143 万 4 千円を計上しております。

3 款県支出金につきましては、県からの普通交付金の減などによりまして、前年度比 1 億 1 千 619 万 1 千円、率にいたしますと 2.39%減の 47 億 4 千 241 万 5 千円を計上しております。

4 款財産収入につきましては、基金の運用益としまして、昨今の金利上昇などにより、前年度比 28 万 6 千円、率にいたしますと 36.53%増の 106 万 9 千円を計上しております。

5 款繰入金につきましては、保険基盤安定制度繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険税繰入金など、

本市の一般会計からの法定の繰入金でございます。その一部は国・県による財政措置を財源としておりますが、前年度比 5 千 786 万 6 千円、率にいたしますと 8.21%減の 6 億 4 千 706 万 8 千円を計上しております。

次に、9 ページ、「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）」をご覧ください。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

歳出の約 7 割を占めております、2 款保険給付費につきましては、医療の高度化などによる一人あたり医療費の増加が見込まれる一方、後期高齢者医療への移行や、被用者保険の適用拡大による国保被保険者の減少から、前年度比 1 億 1662 万 5 千円、率にいたしますと 2.44%減の 46 億 6 千 969 万 6 千円を計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、子ども・子育て支援納付金の新設もありますが、県により提示された額といたしまして、医療分、介護分、後期分、子ども分の合計で、前年度比 3 千 356 万円、率にいたしますと 1.90%減の 17 億 3 千 120 万 7 千円を計上しております。

4 款保健事業費につきましては、特定健診に係る費用のほか、レセプト点検等の医療費適正化に関する費用など、前年度比 101 万 7 千円、率にいたしますと 0.74%増の 1 億 3 千 862 万 3 千円を計上しております。

5 款基金積立金につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました財産収入、すなわち基金運用益を積み立てるものとしまして、前年度比 28 万 6 千円、率にいたしますと 36.53%増の 106 万 9 千円を計上しております。

以上が、本市の令和 8 年度国民健康保険事業特別会計当初予算について、でございますが、全体といたしまして、国民健康保険事業特別会計の予算規模は、主に被保険者数の減少に伴いまして、縮小傾向が継続しているところでございます。

続きまして、「国民健康保険に係る制度改正について」でございます。

令和 8 年度に国により予定されております主な制度改正につきまして、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。まず、国の令和 8 年度税制改正による、国民健康保険税の「課税限度額の改定」でございます。

こちらは、例年行われている改正でございますが、1 の主旨といたしまして、高齢化等による医療費の増加が続く中、被保険者の所得が伸びない状況において、保険料率の引き上げのみにより保険料収入を確保しようとするすると、中間所得者層の負担が相対的に重くなりますことから、課税限度額の上限を改定することで高所得者層の負担限度額を引き上げ、全体の負担感の公平を図る、というものでございます。

2 の概要となりますが、令和 8 年度分の国保税では、医療分（基礎課税分）の課税限度額が 1 万円引き上げられて、67 万円になります。

後期高齢者支援金等分および介護納付金分の引き上げは無く、それぞれ据え置きでございます。

また、新設となる子ども・子育て支援納付金分の課税限度額は 3 万円となっておりますので、全体の課税限度額は、現行の 109 万円から 113 万円になります。

なお、こちらに関しましては、資料 6 ページの改定状況の推移の表の

中でもお示ししております。

続きまして、12 ページ、同じく国の税制改正によるものといたしまして、「軽減判定所得の改定」をご覧ください。

低所得者層の負担軽減を図るため、世帯の所得の合計が一定金額以下の場合、被保険者一人ごとにかかる均等割と、一世帯ごとにかかる平等割に対して、7割、5割、2割の軽減措置が定められていますが、昨今の経済動向を踏まえ、令和7年度に引き続き、5割および2割軽減の判定基準となる算定式が改定されます。

2の概要をご覧ください。軽減判定所得における被保険者一人あたりの加算額について、軽減割合5割での算定式では30万5千円が、5千円引き上げられて31万円に、軽減割合2割での算定式では56万円が、1万円引き上げられて57万円になります。

最後に13ページをお願いします。令和8年度に国により予定されております国民健康保険に関するその他の制度改正について、今回は概略のみでございますが、お知らせをさせていただきます。

はじめに、「高額療養費制度の見直し」についてでございます。

内容といたしましては、医療費の増加が続く中、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減と、セーフティネットとしての制度の維持を図る目的で、高額療養費制度につきまして、令和8年8月から自己負担限度額の引き上げなどの見直しが予定されております。

見直し内容の例といたしましては、国保世帯ごとの所得区分に応じて定められております自己負担限度額（月額上限）につきまして、限度額が最も低い区分、こちらは70歳以上の方の低所得の区分となりますが、こちらでは700円の引き上げ、最も高い区分では、70歳未満の方の高所得の区分で17,700円の引き上げとなり、ほかの各区分におきましても、これらの金額の間で、所得の多寡に応じまして、それぞれ引き上げとなります。

また、長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、年間上限額の新設が予定されておまして、これにより、月単位の限度額に到達しない場合であっても、年間としての上限に達した場合は、当該年においてそれ以上の負担は不要となるものでございます。こちら先ほどの月額上限と同様に、国保世帯ごとの所得区分に応じて定められまして、最も低い区分では18万円、最も高い区分では168万円の間で、各区分におきまして新たに設けられるものでございます。

また、高額療養費制度の見直しは、2段階で進められることとなっております。また、来年、令和9年8月からは、被保険者の支払い能力に応じた負担をさらに進めるために、所得区分の細分化や、自己負担限度額のさらなる引き上げなどが実施される予定となっております。

なお、こちらの高額療養費制度の見直しにつきましても、被保険者の皆様に対しましては、国・県などとも連携しながら、様々な媒体・方法によりまして周知を図りたいと考えております。

次に「国民健康保険料(税)の前納制度の開始」についてでございます。

こちらは、主に外国人被保険者に対する保険料の未納対策の一つとして、日本に入国し、国保に加入した外国人等の国保料(税)の前納方式を導入し、収納率の向上を図る、というものであります。

具体的には、令和8年度から、日本人を含む、国外からの転入者である国保被保険者、正確には国保税納税義務者ですが、こちらにかかる入国初年度の国保料(税)について、原則的に一括前納とすることを可能とするもので、こちらの導入につきましては、義務ではなく、あくまで各保険者、自治体の判断によりまして随時可能となるものでございます。

なお、本市におきましては、現時点では検討段階としており、一括前納に伴います国保税の還付事案の増加などといった実務上の懸念に加えまして、本市の国保税の収納状況のほか、財政的な効果や近隣市の動向等を踏まえて慎重に判断する必要があると考えておりますので、ひとまず令和8年度からの導入は見送りとしているところでございます。

説明は以上でございます。

会長 　　ただ今、事務局から説明がありました。皆様からご質問等ありませんでしょうか？

A委員 　　市内で前納制度の対象者はだいたいどれくらいいるのでしょうか？

事務局 　　太宰府市の外国人の国保被保険者数は173人でございます。

B委員 　　173人というのは在住しているということでしょうか。長期にわたって住民登録をしているということですか。

事務局 　　こちらにつきましては、令和7年4月1日現在の太宰府市の外国人国保被保険者数ということです。

B委員 　　医療目的で日本に入国する外国人が増えてきたとの報道等も耳にしたことがありますが、これが今回の制度改正の背景にありますか？

事務局 　　おっしゃるように外国人被保険者が保険税を払わないまま国外へ転出することを防ぐための対策としているところでございます。

ただ、本市では外国人の国保被保険者においても収納率は低い状況でございます。

B委員 　　太宰府市に住んでいれば国保に加入することは当然なので、外国人が国保に入ることへの偏見や対立が生まれにくい形が大切だと思います。

あくまでも、治療目的だけのために国保に入り、給付のみを受けて国外へと出ていく外国人への対策に絞ってほしいです。

会長 　　よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

では以上で、議事案件につきましては終わります。

皆様のご協力をおもちまして議事を進行できましたこと、感謝いたします。これにて議長の任をおろさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局 　　会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の3「その他」に移ります。

皆様方から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではこれもちまして、令和7年度第4回太宰府市国民健康保険
運営協議会を終了させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。